

Q. 寄港地等でのワクチン接種を希望する場合、海運事業者や船員は具体的にはどうすれば良いのか？

A.

今回の事務連絡（令和3年9月6日付けの国交省・厚労省事務連絡「船員への新型コロナウイルス感染症のワクチン接種への対応について」）により、船員については、寄港地等（港湾所在市町村やその近隣市町村）の住所地外での新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種が全国的に可能となり、市町村への住所地外接種届の事前提出も省略できることになりました。これにより、接種会場の予約枠に空きがあれば、住所地外の船員の方からのワクチン接種の予約を受け付けることが制度上、認められました。

このため、寄港地等での船員へのワクチンの接種を希望される海運事業者の皆様におかれては、寄港地等の自治体のワクチン接種担当部署にご相談下さい。

その際、できるだけ海運事業者から寄港地等の自治体に相談して頂き、その結果に応じて予約・接種を行って下さい。（船員の皆様が直接、自治体へ相談することも可能ですが、乗船期間中の接種については、運航スケジュールの調整や接種後の副反応に備えた勤務スケジュールの調整などが必要となることが想定されますので、できるだけ、船員の皆様から海運事業者にご相談頂き、その上で海運事業者から自治体に相談して頂くようお願いいたします。）（ワクチン担当部署には、例えば、自治体の代表電話番号からつないで頂くことが考えられます。）

相談の際には、例えば、「9月6日付けの国交省と厚労省からの船員へのワクチン接種に関する事務連絡を見て電話しました。〇〇海運のワクチン接種担当の〇〇と申します。〇〇港への寄港の機会を活用して、〇月〇日の午後に〇〇市内の接種会場で市外在住の船員〇名の新型コロナのワクチン接種を希望しております、その相談のお電話です。予約を受け付けて頂ける接種会場で予約をさせて頂きたいのですが、どのような方法でどの接種会場に予約をすれば良いのかなど、教えて頂けないでしょうか？」のように、相談の趣旨と内容をお伝え下さい。（各自治体の接種会場の予約が既に埋まっている場合など、ご希望通りに予約することができない場合もありますので、ご承知置き下さい。）

また、接種予約の希望日時・希望人数のとおりでの予約が困難な場合でも、その前後の日時や一部の人数であれば予約できる可能性もありますので、運航スケジュールの調整等の余地がある場合には、あわせてご相談頂くことをお勧めします。（令和3年9月6日付けの国交省事務連絡「船員の新型コロナウイルス感染症のワクチン接種への協力依頼」により、主要な荷主団体と内航総連に対して、取引先から相談があった場合の運航スケジュールの柔軟な調整等への協力依頼がなされています。荷主やオペレーターへの相談の参考として下さい。）

なお、寄港地等の自治体が、船員のワクチン接種に関する相談先や予約方法などをホームページなどで公表している場合は、それに従って相談や予約を行って下さい。